

令和 7 年 6 月 2 7 日

▼タイトル

令和 7 年 6 月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和 7 年 6 月定例会を閉会しました。

■議案数

		条例 案件	予算 案件	請願	意見書
委員会付託中の議案		5	2	2	
本日追加 提出議案	市長提案		1		
	議員提案				1
計		5	3	2	1
うち議決議案数（計 1 1 件）		5	3	2	1
継続審査件数		なし			

■本日の議決状況

○条例案件

- ・議第 4 1 号から議第 4 5 号の 5 件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

- ・議第 4 6 号から議第 4 8 号の 3 件は、原案のとおり可決しました。

○請願

- ・請願第 2 号および請願第 3 号は、不採択とすることに決定しました。

○意見書

- ・意見書第 2 号（選択的夫婦別姓制度の継続した議論を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※別紙

以上

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電話番号： 0740（25）8140

○ファックス： 0740（25）8146

選択的夫婦別姓制度の継続した議論を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦いずれかが姓を改めることが義務づけられている。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では「選択的夫婦別姓（氏）制度」の導入に賛成・容認すると答えた国民が、反対すると答えた国民を大きく上回った。社会的・精神的な面を含め、多様な賛否の声も聞かれる。

また、最高裁判所は平成27年12月16日の判決において、夫婦同姓制度を合憲としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事柄にほかならない」とし、令和3年6月23日の判決においても同様の判断を示している。

先の国会において選択的夫婦別姓制度の導入に関する法案が提出され、28年ぶりに審議されたが、採決は見送られ継続審議となった。国においては、国民の価値観の多様化及び世論の動向を踏まえ、引き続き社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度の議論を継続して行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣
あて